

INTERVIEW

頼りになるいい弁護士 実力派



レンジャー五領田法律事務所  
代表弁護士

## 五領田 有信

(ごりょうだ・ありのぶ) 埼玉弁護士会所属。慶應義塾大学法学部法律学科卒業。陸上自衛隊に入隊。第1師団レンジャー部隊にてレンジャー徽章を獲得。レンジャー五領田法律事務所を創設。

# 男の離婚

## 「父子断裂」を大量生産する家庭裁判所 判例踏襲主義に子どもは幸福は不在!

夫婦が離婚という選択をしても、子どもの幸福を最優先するのが法を司る者の使命だ。しかし今、そんな当たり前が通らない現実をレンジャー五領田法律事務所の五領田有信弁護士が糾弾する。

### 父と子の当たり前前の関係を排除する家庭裁判所の現実

国民感覚からかけ離れた「当たり前前でないことを見逃さず直し……悪しき前例主義を打破する」と就任会見で語ったのは普義偉首相だ。コロナ禍で進みだした社会構造の変革を後押しする発言として、多くの国民が好感をもって受け止めている。

「そんな、当たり前前のこと」が無視され、前例主義に胡座をかいているのが今の家庭裁判所だ」と語気を荒げるのは、これまで男の権利を代弁してきた五領田有信弁護士である。

2019年、法務省は「共同親権」導入の是非を議論する家族法研究会を立ち上げたが、1年経っても進捗状況が報告されていない。五領田弁護士は「これでは理不尽な単独親権に子どもは幸福が脅かされ続ける」と危惧を覚

え、吠える。

民法は、婚姻中は双方が親権を持ち(共同親権)、離婚すれば一方の親権者(単独親権)からその親権を剥奪する(単独親権)。子どものためを思い、離婚後の共同親権を主張しても現行制度上許されない。これは個人の尊厳と両性の本質的平等を謳う憲法24条に抵触するものと考え

では、どうしてこんな、当たり前前でない状態になったのか。戦前の法律は離婚後の親権は父親にあった。しかし戦後の民法改正では、男女同権の考えから親権を失うのは母親に限らず父親も同様だという、歪んだ平等の考え方が広がったためだ。しかも弱かった女性の権利の強化が叫ばれ、裁判は女性有利となった。権利を失う男性の本質的平等の侵害は顧みられていない。「さらに問題なのは、最優先すべきは子どもの幸福」の保護であるはずなのに、

裁判所の運用がその逆に振れてしまっ

ていることです(五領田弁護士)。離婚に伴う親権問題は、父親になんら問題がなくても圧倒的に女性有利の結果が出される。父親の子どもに触れ合いたいという、当たり前前の権利までもが無視される。「女性側弁護士の不道徳や、前例に固執する家庭裁判所のシステムが、父子断裂を大量生産する工場」と化しているのです」と五領田弁護士は怒る。

こうした現状を打破するため、五領田弁護士は共同親権に特化したムーブメントを起こす事務所を立ち上げた。

レンジャー五領田法律事務所

〒336-0022 埼玉県さいたま市南区白幡4-23-11 SDAビル2F

☎ 0120-015-482

http://ranger-lawfirm.com/

【男の離婚】

http://otokonorikon.com/

